

改 正 後	改 正 前														
<p>（補助対象者）</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に存する医療機関のうち発熱患者等が診療を受けられる体制を整えたものであって、<u>次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>令和3年10月31日まで発熱患者等が診療を受けられる体制を整えた旨を市のホームページに公表することを、同年8月26日までに同意した者</u></p> <p>(2) <u>令和4年3月31日まで発熱患者等が診療を受けられる体制を整えた旨を市のホームページに公表することを、同年2月7日までに同意した者</u></p> <p>別表（第4条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により千葉県知事が認定した医療機関</td> <td>(1) <u>第3条第1号及び第2号に該当する医療機関 1,000,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>第3条第1号又は第2号のいずれかに該当する医療機関 500,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の医療機関</td> <td>(1) <u>第3条第1号及び第2号に該当する医療機関 600,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>第3条第1号又は第2号のいずれかに該当する医療機関 300,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、改正後の発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付規則の規定は、令和3年8月24日から適用する。</u></p>	区分	補助金の額	救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により千葉県知事が認定した医療機関	(1) <u>第3条第1号及び第2号に該当する医療機関 1,000,000円</u>	(2) <u>第3条第1号又は第2号のいずれかに該当する医療機関 500,000円</u>	上記以外の医療機関	(1) <u>第3条第1号及び第2号に該当する医療機関 600,000円</u>	(2) <u>第3条第1号又は第2号のいずれかに該当する医療機関 300,000円</u>	<p>（補助対象者）</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に存する医療機関のうち発熱患者等が診療を受けられる体制を整えたものであって、<u>令和3年10月31日まで、その体制を整えた旨を市のホームページに公表することを、令和3年8月26日までに同意したものとする。</u></p> <p>別表（第4条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により千葉県知事が認定した医療機関</td> <td style="text-align: right;"><u>500,000円</u></td> </tr> <tr> <td>上記以外の医療機関</td> <td style="text-align: right;"><u>300,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助金の額	救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により千葉県知事が認定した医療機関	<u>500,000円</u>	上記以外の医療機関	<u>300,000円</u>
区分	補助金の額														
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により千葉県知事が認定した医療機関	(1) <u>第3条第1号及び第2号に該当する医療機関 1,000,000円</u>														
	(2) <u>第3条第1号又は第2号のいずれかに該当する医療機関 500,000円</u>														
上記以外の医療機関	(1) <u>第3条第1号及び第2号に該当する医療機関 600,000円</u>														
	(2) <u>第3条第1号又は第2号のいずれかに該当する医療機関 300,000円</u>														
区分	補助金の額														
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により千葉県知事が認定した医療機関	<u>500,000円</u>														
上記以外の医療機関	<u>300,000円</u>														